

静岡県立田方農業高等学校における いじめ防止等のための基本方針

関連する法規・方針・ガイドライン等

文部科学省「いじめ防止対策推進法」	平成 25 年 9 月
文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」	平成 25 年 10 月
	改定 平成 29 年 3 月
文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	平成 29 年 3 月
	改訂版 令和 6 年 8 月
静岡県「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」	平成 26 年 3 月
	改定 平成 30 年 3 月
文部科学省「いじめ対策に係る事例集」	平成 30 年 9 月
静岡県「県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアル」	令和 3 年 3 月
	改訂版 令和 7 年 3 月

これらを踏まえ、いじめの防止等のための本校の基本方針及び果たすべき役割、実施すべき施策について以下のとおり定める。

第 1 章 基本的な事項

(1) いじめの定義

第 2 条 いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。
--

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

一つ一つの行為がいじめにあたるかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。また、いじめには様々な表れがあることを踏まえ、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりすることもあることから、その生徒や周りの状況等をしっかり確認する。

(2) いじめの理解

- ・いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる、どこでも起こりうるものである。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は心身に重大な危険を生じさせる場合がある。
- ・いじめの関係者が所属する集団全体の雰囲気や、周囲ではやし立て面白がって見ている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」の存在が、いじめを助長することにも留意する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- ・いじめによる心身の傷の大きさや深さは本人でなければ実感はできないが、それに気づくことや、理解しようとするのが大切である。
- ・いじめは、どこでもどの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。
- ・いじめが重篤になるほど状況は深刻さを増しその対応は難しくなる。そのため、早期発見が重要であり、さらに言えば未然に防止することが最も重要である。

第2章 組織の設置

「いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」）の設置

(1) 構成員

基幹メンバー	○教頭、教育相談室長、生徒課長、養護教諭
措置対応メンバー	該当学年主任、HR担任、部活動顧問等関係する教職員、教務課長、スクールカウンセラー、外部専門家等

(2) 役割

- ①対策事業の企画・運営、いじめに関する情報の収集、記録・共有、実施事業の進捗状況の確認と検証
- ②いじめやいじめが疑われる行為の対応方針・指導計画作成、再発予防策の検討、関係機関との連携、県教委等への報告、報道への対応
- ③いじめられた生徒への個別対応支援、保護者との連携、いじめた生徒への指導、経過観察や再発予防等事後対応。

第3章 いじめの防止

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) いじめについての共通理解

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- イ 保護者との連携
 - ・PTAの会議や保護者あて通知等により、保護者のいじめに対する理解を促す。いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを相談窓口とともに周知する。
- ウ 教職員研修・全教員を対象にいじめやその防止、発達障害等に対する理解を深めるための講習等を実施する。
- エ 再発防止・いじめの未然にふせぐための指導体制の点検
 - ・ケースデータをもとに、いじめ対策・対応の不備な点を検証し改善を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 生徒同士の望ましい人間関係づくり

- ・授業、HR活動、学校行事、部活動を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。特に、年度当初に実施するHR活動、体育祭は人間関係づくりに資するものとなるよう配慮する。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンター、アサーショントレーニングなどコミュニケーションや人間関係づくりのノウハウを身に付けるプログラムを積極的に活用する。

(3) いじめが生まれにくい環境作りと指導上の注意

ア 教職員と生徒の信頼関係づくり

- ・生徒理解を基盤に、生徒に積極的にかかわり、生徒の良さや可能性を認める姿勢を持ち、どの生徒にも公平に接する。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

イ わかる授業の推進

- ・すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍できるよう、公開授業・授業評価等を通じ、授業改善を図る。
- ・授業内での言語活動を取り入れながら、コミュニケーション能力を高める。

(4) 生徒自らいじめについて学び、取りくむ

ア 道徳教育等の推進

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

イ 生徒の自主的活動の場の設定

- ・HR活動や生徒会活動などの場面で生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

(5) 情報モラル教育の推進

掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、掲示板等を含め、インターネットを利用する際のマナー及び被害にあった場合の対処法を指導する。その際、保護者との連携に配慮する。

第4章 いじめの早期発見

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 生徒の実態把握

- ①観察：担任、副担任、授業担当教員、部活動顧問、教育相談室、養護教諭等がそれぞれの教育活動の中で、日常的な関わりを通じ観察を行う。
- ②面談：4月、9月の二者面談や7月の保護者を含めた三者面談等定期面談、及び、個別の相談に対する面談を行い生徒の状況を把握する。
- ③アンケート：定期的な学校生活アンケートを実施して、生徒の実態を把握する。
- ④情報共有：授業や部活動の様子について教員間の情報交換を図り、変化やシグナル、いじめの予兆となるような言動を見逃す事なく情報共有していく。

(2) 相談体制の整備

- ・生徒・保護者に担任、副担任、学年主任、教育相談室、スクールカウンセラー、管理職等、多様な相談の窓口があることを周知させる。
- ・いじめを受けている当人からの直接相談に加え、周囲の生徒からの情報収集や報告がしやすい相談体制を作っていく。

第5章 いじめに対する措置

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(1) 事実確認と組織的対応

- ・ いじめに関する相談や、生徒がいじめを受けていると思われる情報を得た場合は、個人でいじめか否かの判断をせず、生徒課長をとおして委員会に報告する。委員会は関係者から聞き取りによる以下の事実確認を行い、いじめとして対応すべきか否か適切に判断する。
- ・ 被害者、加害者、関係者（誰が誰に、関係している人物は）
- ・ 時間と場所（いつ、どこで）
- ・ 内容（具体的にどのようないじめか）
- ・ 背景と要因（いじめのきっかけは）
- ・ 期間（いつ頃から、どのくらい）

(2) 関係者への指導・支援

- ・ いじめが確認された場合はすぐにやめさせ、再発防止のため委員会を中心に必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力のもと具体的な対応方針や指導計画案を作成する。さらに、静岡県教育委員会（以下、「県教委」）に報告する。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、信頼できる人（親しい友人や教員、保護者等）と連携し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、生徒の意向をくみながら心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担して行い、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられる対処をする。
- ・ いじめを行った生徒に対しては、いじめがいかなる事情があっても決して許されるものではないことや、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。
- ・ 周囲の生徒に対しては、はやし立てたり見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の保護者にはすぐに事実を伝え、指導方針と具体的策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・ 問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を行い、必要に応じて委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。また次の学年への引継ぎにも配慮する。

(3) 関係機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。
- ・ いじめに対する指導・援助には専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることから、警察署等の関係機関の機能や役割をよく理解し、日ごろから積極的な情報交換を行う。

(4) ネットいじめ

インターネットの掲示板等への誹謗・中傷については前述の対応に加え、以下のような配慮をする。

- ・ 被害の拡大を防ぐために書き込みの削除を迅速に行う。

- ・書き込みを行った生徒に対しては、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、掲示板等を含め、インターネットを利用する際のマナーを再確認する。その上で、保護者と今後の利用について話し合わせ、その結果を確認する。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる。
 - ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。
- いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

第6章 重大事態への対処

重大事件が起こった場合は、校長のリーダーシップの下、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して迅速かつ、的確に対応する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合をいう。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金銭等に重大な被害を被った場合 等

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

ウ 生徒や保護者から、いじめ重大事態に係る申立てがあったとき

(2) 県教育委員会等への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会に報告するとともに躊躇なく関連機関へ支援を求める。また、県教育委員会の判断のもと、その旨を知事に報告する。

(3) 調査組織

対象生徒・保護者等に対する事前説明を実施し、調査組織については、公正性・中立性が確保され、客観的な事実認定を行うことができる体制で行う。第三者となる者を調査組織に加えることのほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の参画を検討する。

学校主体

- ・学校いじめ対策組織（いじめ防止対策推進委員会）
- ・第三者委員会

県教育委員会主体

- ・県教育委員会における調査組織（県教育委員会）
- ・第三者委員会「静岡県いじめ問題対策本部」

(4) 重大事態調査

調査組織を構成する委員の間で、調査の目的・趣旨、調査すべき事案の特定・調査事項の確認、調査方法やスケジュール、調査に当たっての体制、調査結果の公表の有無・在り方について、共通理解を図る。

(5) 調査結果の説明

いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事項の事実関係等その他の必要な情報の提供及び説明を適切に行う。また、いじめを行った生徒及びその保護者に対しても調査の内容について説明を行う。個人情報の保護には留意する。

(6) 調査結果を踏まえた対応

調査結果を踏まえ、対象生徒への支援やいじめを行った生徒への指導及び支援、再発防止策を実施する。

年間計画

月	計画	備考
4	「基本方針」と相談窓口の周知 面接習慣	・ LHRやHP等 ・ 人間関係把握・帰属意識・自己有用感・協調性・コミュニケーション能力等の育成
5	生徒総会 農業クラブ意見発表校内大会 体育祭 高校総体地区予選 PTA総会・HR懇談会	・ 自治的活動をととして、自己有用感等を育成 ・ 自己有用感・自己肯定感・達成感・協調性・コミュニケーション能力等を育成 ・ 情報交換
6	第1回学校評議委員会	
7	第1回学校生活アンケート 第1回いじめ防止対策推進委員会 三者面談	・ 実態把握と対応 ・ 委員会活動の検証 ・ 情報交換
9	面接週間	・ 人間関係把握・帰属意識・自己有用感・協調性・コミュニケーション能力等の育成
11	田農祭 第2回学校評議委員会	・ 自己有用感・自己肯定感・達成感・協調性・コミュニケーション能力等を育成
12	2年修学旅行・1,3年年生学校行事 農業クラブプロジェクト発表校内大会 第2回学校生活アンケート 第2回いじめ防止対策推進委員会	・ 自己有用感・自己肯定感・達成感・協調性・コミュニケーション能力等を育成 ・ 実態把握と対応、委員会活動の検証
1	マラソン大会	・ 自己有用感・自己肯定感・達成感・協調性・コミュニケーション能力等を育成
2	第3回学校生活アンケート 第3回いじめ防止対策推進委員会 第3回学校評議委員会	・ 実態把握と対応、委員会活動の検証
3	卒業式	・ 自己有用感・自己肯定感・達成感・協調性・コミュニケーション能力等を育成